

学習用モバイルルーター貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護費受給世帯、または就学援助費受給世帯のうちWi-Fi環境が整っていない家庭への学習用モバイルルーター（以下「モバイルルーター」という。）の貸与に関する必要な事項を定めることにより、端末を利用した家庭学習の機会を全ての児童生徒に行き渡らせることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、本市小中学校に通う児童生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者のうち、次の全てに該当する者とする。

- (1) 生活保護費を受給している家庭、又は本市の就学援助費を受給している家庭
- (2) 学習で利用できるWi-Fi環境が整っていない家庭

2 前項の要件を満たす者のほか、学習で利用できるWi-Fi環境が整っていない家庭のうち、就学援助制度を申請済または申請予定であり、その認定可否の決定に1ヶ月以上かかると見込まれる場合は、認定可否が決定するまでの間、モバイルルーターを利用できるものとする。

(利用の申請及び決定)

第3条 モバイルルーターを利用しようとする者の保護者は、学習用モバイルルーター用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、第2条に該当するか否かの判断を行い、学習用モバイルルーター利用承認通知書（様式第2号）又は学習用モバイルルーター利用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第3条第1項の規定により申請した者が、第2条第2項に該当する場合は、学習用モバイルルーター利用仮承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。学習用モバイルルーター利用仮承認の通知を受けた者が、第2条第1項に該当することが決定した場合は、利用承認を得たものとする。

4 市長は、前2項の規定により利用を承認した児童生徒について、学習用モバイルルーター利用者台帳を作成し、保管するものとする。

(機器の貸与)

第4条 市長は、保護者に対し、モバイルルーターを貸与する。

2 貸与の期間は、保護者より利用の取消の申し出があった場合、又は富山市教育委員会から利用の取消しの通知を受けた場合を除き、申請対象年度の3月31日までとする。

(モバイルルーターの管理)

第5条 保護者は、貸与されたモバイルルーターを善良な管理者としての注意義務をもって児童生徒に使用させ、譲渡、貸与、又は担保に供してはならない。

2 保護者は、貸与されたモバイルルーターが損傷、又は紛失した場合、直ちに市長に届けなければならない。

- 3 保護者は、児童生徒に対し貸与されたモバイルルーターを学習の目的以外に使用させてはならない。

(データ通信量)

第6条 月内に利用できるデータ通信量は教育委員会が決定する。

- 2 教育委員会はモバイルルーターが適切に利用されているか確認する目的で、データ通信量を確認することができる。

(届出)

第7条 保護者は、次の各号のいずれかに該当したとき、又は利用の取消しを申し出るときは、速やかに学習用モバイルルーター変更（返却）届出書（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

- (1) 保護者又は児童生徒の住所及び電話番号に変更があったとき
- (2) 第2条に定める対象者に該当しなくなったとき

(利用の取消し及びモバイルルーターの返還)

第8条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当したときは、学習用モバイルルーター利用取消通知書（様式第6号）により、利用承認の取消を通知し、貸与したモバイルルーターを返還させるものとする。なお、学習用モバイルルーター利用取消通知書（様式第6号）の通知を受けた場合は、学習用モバイルルーター変更（返却）届出書（様式第5号）の届け出は不要とする。

- (1) 第2条に定める対象者に該当しないと認められるとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 保護者から利用の取消しの申出があったとき

(費用負担)

第9条 保護者は、モバイルルーターの利用に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) モバイルルーターの修繕料・購入費用（利用者の故意又は、重大な過失による故障・紛失の場合に限る）
- (2) モバイルルーター利用にかかる電気料

(免責)

第10条 市長は、貸与したモバイルルーターによって発生した損害については、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。